

公 示

「令和7年度西国東海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び八代海岸保全事業九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業」の実施予定者の公募について

九州農政局西国東海岸保全事業所では、「令和7年度西国東海岸保全事業、玉名横島海岸保全事業及び八代海岸保全事業九州農政局直轄海岸保全施設検討業務委託事業」の実施予定者を公募する。本事業の受託を希望される者は、下記要領により企画提案書を提出されたい。

1. 委託事業の目的

本委託事業は、直轄海岸保全施設整備事業により新設、改良する海岸保全施設について、専門的な学識経験者や専門技術者（以下「学識経験者等」という。）を選定するとともに技術的課題を検討し、成果の取りまとめを行うものである。

2. 事業の概要

(1) 事業内容

1) 海岸保全施設の新設、改良に伴う技術的課題に対する学識経験者等の選定

九州農政局管内で実施している海岸保全施設の設計、施工上の高度な技術的課題に的確に対処するため、様々な分野から適切な学識経験者等を選定する。

2) 学識経験者等による海岸保全施設の技術的課題の検討及び取りまとめ

下表に示す海岸保全施設の技術的課題について、選定した学識経験者等の専門的知識を最大限活用した助言、指導を得て検討を行い、その結果を取りまとめる。

地区名	技術的課題等
西国東	・河川堤防区間における土質定数等の設定について
玉名横島	・堤防高の検証結果について
八代	・耐震対策の検討結果について

(2) 実施期間

委託契約締結の日から令和8年3月10日（火）までとする。

3. 応募資格、応募方法等

別添の「企画提案書作成要領」によるものとする。なお、企画提案書作成要領は、九州農政局ホームページ（<http://www.maff.go.jp/kyusyu/>）の「申請・お問い合わせ」の「調達情報・公表事項」の「公告・公募関係」からダウンロードするものとし、インターネット接続環境にない者は、照会等窓口へ問い合わせること。

4. 委託契約の締結について

本委託事業に係る契約は、九州農政局西国東海岸保全事業所入札・契約手続審査委員会の審査の結果、決定された委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第、締結する。

5. その他

(1) 本委託事業の詳細については、別添の「企画提案書作成要領」によるものとする。

(2) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における企画提案書の評価点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

6. 照会等窓口

〒872-1101 大分県豊後高田市中真玉2144番地12
九州農政局西国東海岸保全事業所 工事第一課
担当：村上技術専門官
TEL : 0978-25-6540
Mail : nishikuni_keiyaku872@maff. go. jp

以上公示する。

令和7年6月12日

分任支出負担行為担当官
九州農政局西国東海岸保全事業所長
小倉 裕二